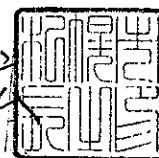


札幌市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克成



札幌市規則第 54 号

札幌市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市自転車等駐車場条例施行規則（平成17年規則第48号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第16条第1項ただし書中「第17条第1項ただし書」を「別表3備考」に改める。

(2) 別表2中

1,500 円	3,000 円
1,000 円	2,000 円
1,000 円	2,000 円
700 円	1,400 円
1,000 円	2,000 円
700 円	1,400 円
700 円	1,400 円
500 円	1,000 円

を

1,700 円	3,400 円
1,200 円	2,400 円
1,200 円	2,400 円
800 円	1,600 円
1,200 円	2,400 円

に改める。

800 円	1,600 円
800 円	1,600 円
600 円	1,200 円

」

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 18 日から施行する。
- 2 改正後の別表 2 の規定は、この規則の施行の日以後の札幌市自転車等駐車場条例施行規則第 3 条第 1 項の承認に係る同規則第 8 条の駐車料金について適用し、同日前の同項の承認に係る当該駐車料金については、なお従前の例による。